

生活保護費の追加給付について

最高裁判決に基づく追加給付のお知らせ

平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた一部の世帯に追加給付を行います。

◆現在も宜野湾市で生活保護受給中の方

申請手続きは**不要**です。順次、支給決定通知書をお送りします。
※保護費の追加給付分は、原則として普段の保護費振込口座へ振り込みます。

◆過去に宜野湾市で生活保護を受給していた方

申請手続きが**必要**です。

受付開始 令和8年8月3日(月)から

窓 口 保護課(本庁別館2階)／受付時間 8:30～17:00(平日)

必要書類 本人確認書類、当時保護を受けていた方全員分の戸籍謄本、通帳の写し等

※申請に必要な戸籍謄本はご自身でご用意していただく必要がございます。

※支給額が必要書類の取得費用を下回る場合がございます。

給付額は世帯状況や受給期間により大きく異なります(数百円～数十万円)。対象条件・必要書類・給付額の詳細はホームページをご確認ください。

詳しくは
コチラから▶



問 保護課 ☎892-2020

あなたの命を守る マイナ救急

マイナ保険証を携行しましょう

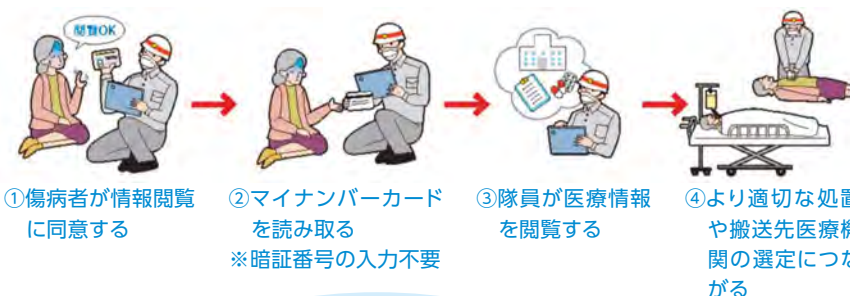
マイナ救急

救急隊員が傷病者のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



マイナ救急の流れ



マイナ保険証を搭載したスマートフォンでもマイナ救急が実施できます



※傷病者本人による生体認証又は暗証番号の入力が必要となるため、意識不明時等は実施できませんのでカードのマイナ保険証の携行も引き続き、お願いします

マイナ救急の効果

- 負担軽減
症状が重い等のため、口頭で情報提供することが困難な場合
- より適切な処置
円滑な搬送先の選定
- 治療の事前準備が可能



宜野湾市消防本部 × **FDMA** 総務省消防庁
住民とともに

お問い合わせ 宜野湾市消防本部警防課 ☎098-896-2548

消防庁HP▶

